

令和7年度（2025年度）第1回熊本県景観・屋外広告物審議会 要旨

1 日 時 令和8年（2026年）2月18日（水）
午後1時15分から午後3時まで

2 場 所 熊本県庁 行政棟本館5階 審議会室

3 出席者

会長	田中	智之
委員	西郷	正浩
	中村	公子
	松田	浩典
	井寺	美穂
	村上	希理子
	野田	珠実
	吉村	尚子

4 議題

諮問事項

道路及びその沿線の屋外広告物規制について
(屋外広告物条例第3条関係)

- ① 都市計画道路合志インターチェンジアkses線
- ② 菊陽町道下原堀川線
- ③ 合志市道福原原水線
- ④ 都市計画道路菊陽空港線
- ⑤ 合志市道竹迫第二テクノ線
- ⑥ 菊陽町道南方大人足線

【概要】

○諮問事項

・目的

セミコンテクノパーク周辺について、周辺の豊かな自然との調和も図りながら、質の高い、品格のある景観を形成するため。

・規制内容

上記6路線の路端から100メートル以内の屋外広告物規制を第2種許可地域から第3種禁止地域へ変更する。

・審議結果

委員全員「異議なし」で原案どおり承認された。

○委員からの主な質疑・意見

I 今回の諮問事項について

(1) 【今回の規制内容に関すること】

- (委 員) 6路線一律に禁止地域ではなく、路線特性に応じた検討が必要では。
- (事務局) 禁止という言葉が非常に強く聞こえるが、自分の敷地に自分の社名等の看板を建てる際は工夫を凝らしてやっていただいて構わない。自家用広告物以外の屋外広告物を現状のままにとどめておきたいという考えである。
- (委 員) 合志市要望の辻久保バイパスも今後、規制変更になるのか。
- (事務局) 今後の動向を見つつ、市町村とも意見交換しながら検討していく。
- (委 員) サイエンスパーク周辺については急速に開発が進んでいるので、合志市、菊陽町、大津町等市町村とも連携しながら広域的な視点での景観ビジョンを作っていただきたい。
- (事務局) 景観形成について、住民参加のような形も今後検討して、積極的に働きかけていく必要があると考えている。
- (委 員) 災害のときのデジタル掲示板は立てられるのか。
- (事務局) 道路附属物や地方公共団体が提供するものについては、協議により設置可能。

(2) 【現在、屋外広告物を設置している者に関すること】

- (委 員) すでに看板を設置している者から要望や意見はなかったか。
- (事務局) 対象者に対しあらかじめ、今回の規制内容、パブリックコメント実施の旨を通知したが、特に意見等は寄せられなかった。
- (委 員) 既存不適格広告物※について、補償はないのか。
- (事務局) 設置者に配慮し、堅ろうな広告物について7年間の経過措置が規定されている。また、道路の拡幅部分に設置された物件は、道路補償となるものもある。
- ※現在適法に設置してある屋外広告物で、今回の規制により不適となる広告物

II 前回（令和5年度）規制路線に関すること

- (委 員) 前回規制した県道大津植木線や大津西合志線の看板はすぐに撤去されたのか。
- (事務局) 道路拡幅や企業等の用地買収に伴い、当初設置されていた102件のうち、77件は撤去されている。撤去もスムーズに進んでいると考える。

III 景観形成のあり方

- (委 員) 広告は、まちの文化やにぎわいに寄与する側面もある。原水駅など新しく町ができるあたりを禁止するかどうかの定義はあるのか。
- (事務局) 駅周辺の状況は、都市計画法上の地域区分を目安にして決めていく。また、多く看板を出したほうがいいのか、ある程度抑制したいのかなど、市町村や住民の意見も踏まえながら検討が必要。
- (委 員) 例えば熊本駅周辺は禁止地域だが、自家用広告物は掲出できる。それらについては市主催のデザイン会議で、色や形をコーディネートという形でアドバイスし、にぎわいと景観の調和を図った。そういった仕組みがあるとよい。

IV 景観全般に関すること

(委員) パブリックコメントは意見ゼロで、そもそも景観への関心が薄いのではないか。

実際に看板を作ったり、デザインしている方々を巻き込んで、関心を持ってもらうことが必要。

(委員) 熊本市ならではの景観や未来に残したい景観というテーマで、熊本市は、景観百選というフォトコンテストを実施しており、屋外広告物部門もある。そのように広く広告や景観の意識が上がっていくような工夫があるとよい。